

令和7年分 確定申告／令和8年度 住民税申告のお知らせ

確定申告書・住民税申告書の提出は、令和8年3月16日（月）までです。

- ① 所得税の確定申告（e-Tax または郵送提出）

申告書はスマホで簡単作成！便利なe-Taxで提出！

- e-Taxでの確定申告はこちら→

国税庁 e-Tax



- 郵送での確定申告はこちら→

確定申告作成コーナー



- 国税庁 LINE 公式アカウント



←国税庁は、LINE 公式アカウントを開設しています。

友だち追加していただくことで、所得税の確定申告に関する情報を検索できます。

- 確定申告の還付申告は5年間可能です。令和7年分所得税確定申告は令和12年12月31日まで提出できますので混雑を避けての確定申告がおすすめです。

②住民税の申告（自宅で作成し郵送提出）

（確定申告書を提出する方は、原則、住民税申告は不要です。）

- 太田市ホームページから、住民税申告書の入力作成ができます。

面倒な計算は自動で行われますので、大変便利です。入力後は印刷し記名してご提出ください。または、申告書の用紙に計算結果を書き写して郵送してください。

※電子申告にて、住民税の申告をすることもできます。裏面の記事をご覧ください。



<申告書作成支援システム>

- 前年中に収入が無かった人は、「市・県民税申告書【簡易】」をご使用ください。

また、電子申告にて簡易申告することもできます。

※ 少額でも収入があった人は、市・県民税申告書を使用してください。

※ 申告書は右記二次元コードからダウンロードできます。

太田市役所2階 市民税課でも配付しています。



<申告書ダウンロード>

- 住民税申告書郵送先：〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市役所 市民税課

※ 確定申告書はお預かりできません。 郵便料金（定形）は、50g までは一律 110 円

<収入無し電子申告>



③申告に必要な書類（一例）

主なものをご案内します。その他の必要書類については、
国税庁ホームページや申告の手引きなどをご確認ください

本人確認書類（1または2が必要）	1 個人番号（マイナンバー）カードの両面 2 個人番号通知カード（住所等の記載事項に変更無いもの） +運転免許証（両面）、またはパスポートなど
給与・公的年金所得者	令和7年分の源泉徴収票
営業等・農業・不動産所得のある人	令和7年分の収支内訳書（1年間の収入と経費をまとめたもの）
報酬や利子・配当所得のある人	令和7年分の支払調書など
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書の作成が必要です。領収証等では控除できません。
各種所得控除を受ける方	（社会保険料・生命保険料・地震保険料など）令和7年分の証明書や領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳・障害者控除対象者認定書など
寄附金控除（ふるさと納税）	寄附金受領証明書など

申告会場は大変混雑しますので、郵送または電子申告での提出をおすすめいたします。

※電子申告の際は裏面左の特設ページの二次元コードをご参考にしてください。

郵送提出における注意事項

収入が分かる書類や各種控除に必要な証明書などの書類の写し、マイナンバーカード（表・裏）の写し、または、マイナンバーが確認できる書類と本人確認ができる書類（免許証など）の写しを必ず同封してください。
なお、必要書類が同封されていないと、控除が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

① 確定申告相談の日程

各会場の詳細（予約方法など）については、「広報おおた2月1日号」や市ホームページ、国税庁ホームページも合わせてご確認ください。

会場	期間 (土・日・祝日を除く)	受付時間	受付方法	受付ができないもの
館林税務署 3階 会議室	2月16日(月) ～ 3月16日(月) ※2月13日(金)までは 還付申告のみ	午前8時30分 ～午後4時	国税庁 LINE 公式アカウント	・住民税申告
イオンモール太田 2階 イオンホール	2月16日(月) ～ 3月16日(月)	午前10時 ～ 午後3時	より事前予約制 (または、当日整理券 を配付します)	・所得税の確定申告のうち、 〔・土地・建物の譲渡所得 ・山林所得 〕 ・贈与税の申告 ・住民税申告
エアリスベース 1階 多目的室 ※新田での申告会場が新田 庁舎東側のエアリスベース (太田市新田金井町6番地1) に変更になります。	2月16日(月) ～ 3月13日(金)	午前9時～11時 午後1時～3時30分	当日、整理券を 配付します (※受付予定数に 達した場合、終了と なります。市ホーム ページにて、整理券 の配付状況を掲載 します。)	・所得税の確定申告のうち 令和7年分以外のもの、 土地・建物・株式等の譲渡所得、 相続等に係る生命保険契約に基づ く年金所得、先物取引による所得、 山林所得、配当所得、雑損控除、 外国税額控除、住宅借入金等特別 控除、 ・暗号資産・FXなどの金融資産に 関する申告 ・青色申告 ・国外で生じた所得の申告 ・畜産に関する申告 ・贈与税の申告 ・消費税の申告 ・分離課税の申告 ・更正の請求、修正申告

※ 給与、年金所得者などの還付申告者を対象に1月中から館林税務署(72-4373)にて申告相談を受け付けております。（事前予約制）

※ 混雑状況により、受付時間内でも終了する場合があります。※「確定申告のお知らせ」のハガキが届いた方は、会場にお持ちください。

② 住民税の申告相談の日程

各会場の詳細（予約方法など）については、「広報おおた1月15日号」や市ホームページも合わせてご確認ください。

会場	期間 (土・日・祝日を除く)	受付時間
太田市役所 2階 ラウンジ	2月2日(月) ～ 2月10日(火)	午前9時～11時
エアリスベース 1階 多目的室	2月16日(月) ～ 3月13日(金)	午後1時～3時30分

※ エアリスベースの申告会場では、入場整理券(当日分)を配付します。配付状況は太田市HPに掲載しますので、スマートフォンなどで事前に確認してからご来場ください。受付時間中に配付が終了する場合もあります。

※ 会場での申告の際は、添付書類（左面に掲載）は、原本をご持参願います（各種控除を受けるには、証明書や領収書、手帳などの原本の提示が必要です）。これらがないと控除が受けられません。なお、書類は確認後その場でお返しします。

※ 収支内訳書や、医療費控除の明細書を会場で作成すると会場内に滞在する時間が長くなります。混雑緩和のためにも、必ずご自宅であらかじめ作成またはまとめてからご来場ください。

○太田市役所2階の市民税課窓口や各行政センターでは申告受付を行っておりません。

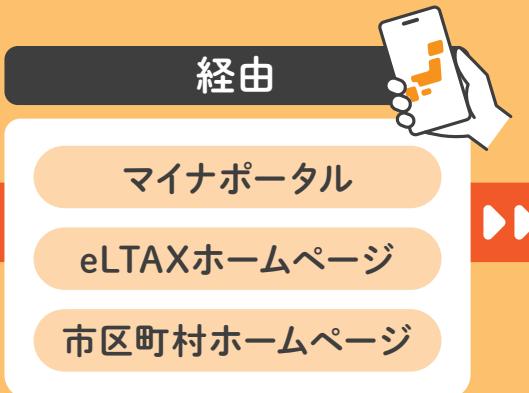
令和7年中所得に関する

令和8年度分の

個人住民税から 電子申告がスタート！

エルタックス eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス！



個人住民税の申告とは？

次の人は1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
申告に基づいて市区町村は当年度の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

前年所得がある人

（ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません）

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得のみであり、勤務先で年末調整を行い、勤務先からお住まいの地方団体に給与支払報告書が提出されている人
- 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の所得のみであり、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

個人住民税の申告義務はないが申告する人

（例）

- 非課税証明書を取得する人
- 国民健康保険の軽減を受ける人
- 各種給付、助成申請にあたり必要な人

個人住民税申告の
電子化特設ページは
こちら！



<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>



令和8年度から適用される市・県民税の主な改正点

1. 給与所得控除の見直し

給与所得金額を計算する際に、給与収入金額から差し引く給与所得控除の最低保証額が、55万円から65万円に10万円に引き上げられます。

給与収入	給与所得控除	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%-10万円	65万円
180万円超190万円以下		
190万円超	改正なし	

※給与収入190万円超の場合は、給与所得控除に改正はありません。

2. 各種扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

3. 大学生世代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

特定扶養控除の対象となる者の合計所得金額が58万円を超えた場合でも段階的に控除を受けられるようになります。

【対象となる方】

以下のいずれにも該当する方（特定親族）と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）

特定親族の合計所得金額（給与収入金額のみの場合）	控除額
58万円超95万円以下（123万円超160万円以下）	45万円
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円

特定親族の合計所得金額に応じて遞減していきます。
123万円を超えると控除対象外となります。

お問い合わせ先

○ 市・県民税申告書の記入や提出、会場についてのお問い合わせ

太田市役所 市民税課 〒373-8718 太田市浜町2番35号 電話:0276-47-1932・1818

※ エアリースペース、イオンモール太田、東サービスセンターへのお問合せはご遠慮ください。

○ 所得税の確定申告についてのお問い合わせ

館林税務署 〒374-8686 館林市仲町11番12号 電話:0276-72-4373



<国税庁 LINE アカウント>

友だち追加していただくことで、所得税の確定申告に関する情報を検索できます。↑